

山口県報

平成19年
7月13日
(金曜日)

目次

規則
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………一

告示
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………三
道路の区域の変更(道路整備課)……………四
道路の供用の開始(道路整備課)……………四

公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四
山口県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出(農業経営課)……………四

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)……………五
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………五

雑報
公文書の開示の状況の公表……………五
個人情報開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………六

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関 成



山口県規則第七十号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 この規則において「中小企業高度化資金」とは、次に掲げる資金をいう。

- 一 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化(以下「連携等」という。)を行い、又は中小企業の集積の活性化(法第二条第三項に規定する中小企業の集積の活性化をいう。以下同じ。)に寄与する事業を行うのに必要な資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。次号において同じ。)
- 二 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行うのに必要な資金

三 創業又は中小企業の経営の革新(法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)を支援する事業を行うのに必要な資金

第四条に次の一項を加える。

2 県は、毎年度予算の範囲内において、別表第二の貸付対象者の欄に掲げる者に対し、同表の貸付対象事業の欄に掲げる事業を行うのに必要な資金について、中小企業高度化資金を貸し付けるものとする。

第五条第一項中、「別表第二」を、「別表第三」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 貸付金の償還期間は、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 前条第一項の規定により貸し付ける貸付金(以下「第一項貸付金」という。)(二十年(三年以内の据置期間を含む。))以内で、貸付対象施設の耐用年数、貸付金の貸付けを受けようとする者の償還能力等を勘案して知事が定める期間
- 二 前条第二項の規定により貸し付ける貸付金(以下「第二項貸付金」という。)(十年(十年以内の据置期間を含む。))以内

第五条第三項中、「年〇・九五パーセント」を、「年一・一パーセント」に改め、同項第十四号中、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律」を、「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第十七条第二項の認定特定事業計画に基づいて」を、「第四十一条第一項の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて中心市街地法第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第九項

に規定する特定事業として」に改め、同項第十五号中「第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて」を「第四十一条第一項の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて中心市街地法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業として」に改め、同項第十九号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 別表第二に掲げる事業に係る資金の貸付け

第七条第一号中「連帯保証承諾書」を「第一項貸付金にあつては、連帯保証承諾書」に改め、同条第三号中「貸付対象施設」を「第一項貸付金にあつては、貸付対象施設」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第二項貸付金にあつては、貸付対象の事業に関する計画書

第十二条中「貸付対象施設の整備等に係る費用の支出を証明する書類又は支出義務のあることを証明する書類」を、「次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第一項貸付金 貸付対象施設の整備等に係る費用の支出を証明する書類又は支出義務のあることを証明する書類

二 第二項貸付金 貸付対象の事業に係る費用の支出を証明する書類又は支出義務のあることを証明する書類

第十五条第一項中「証書」の下に「(第一項貸付金に係るものに限る。)()」を加える。

第十六条中「貸付金の交付」を「第一項貸付金の交付」に改め、「(以下「借主」という。)()」を削る。

第十七条中「借主」を「貸付金の交付を受けた者(以下「借主」という。)()」に、「に掲げる貸付対象施設の整備等に関する計画書」を、「又は第四号に掲げる書類に記載された計画」に改める。

第十八条中「係る貸付対象施設の整備等」の下に「又は貸付対象の事業」を、「十日以内に、」の下に「第一項貸付金に係る借主にあつては」を加え、「に当該貸付対象施設の整備等」を、「第二項貸付金に係る借主にあつては中小企業高度化資金貸付対象事業完了届(別記第五号様式)に、当該貸付対象施設の整備等又は貸付対象の事業」に改める。

第十九条中「貸付期間」の下に「(第二項貸付金にあつては、当該貸付金の交付を受けた時から当該貸付金の償還義務が消滅する時までの間。以下同じ。)()」を、「、当該貸付対象施設」の下に「若しくは当該貸付金により設けられた基金(以下「貸付対象施設等」という。)()」を加え、「当該貸付対象施設」を、「当該貸付対象施設等」に改

める。

第二十条中「貸付対象施設」を「貸付対象施設等」に改め、第二号及び第三号を次のように改め、第四号を削る。

二 第一項貸付金に係る借主にあつては、次に掲げる行為

イ 構造の変更

ロ 整備等の目的以外の目的への使用、使用の中止又は他の者への運営の委託

ハ 整備等の場所の変更

三 第二項貸付金に係る借主にあつては、事業の目的以外の目的への使用又は使用の中止

第二十四条第一号中「利用」の下に「又は当該貸付金により設けられた基金の運用若しくはその運用により生じた収益の使用」を加える。

第二十五条中「借主は、」の下に「第一項貸付金に係る借主にあつては」を、「物品」の下に「第二項貸付金に係る借主にあつては貸付対象の事業に係る金銭及び物品の」を加える。

別表第二に次のように加える。

七 地域中小企業応援ファンド事業貸付(別表第二の貸付対象事業の欄に掲げる事業に係る資金の貸付けをいう。)	当該事業の実施に知事が必要と認める資金の百分の百に相当する額
--	--------------------------------

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第四条、第五条関係)

項	貸付対象事業	貸付対象者
一	地域中小企業応援ファンド事業(創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。)	県若しくは市町が出資する公益法人又は商工会連合会

別記第一号様式の添付書類1を次のように改める。

1 第一項貸付金にあつては、連帯保証承諾書

別記第一号様式の添付書類3中「貸付対象施設」を「第一項貸付金にあつては、貸付対象施設」に改め、同添付書類中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 第二項貸付金にあつては、貸付対象の事業に関する計画書

別記第三号様式中「貸付対象施設の整備等に関する計画書」を「貸付対象施設の整備等に関する計画書」に改める。

備等に関する計画書の「貸付対象施設の整備等を」や「貸付対象施設の整備等に関する計画書の」を「貸付対象施設の整備等を」に改める。

民間企業等が主体となる事業中「整備等」や「整備等又は貸付対象の事業」に改める。
民間企業等が主体となる事業中「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了届」や「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了届」に「貸付対象施設の整備等を」や「貸付対象施設の整備等を」に改める。

「整備等の完了年月日」を「整備等又は事業の完了年月日」に改め、回覧式の注を「回注」に改める。

次のように加える。
2 「数量」欄及び「整備等の場所」欄は、貸付対象の事業の完了の届出の場合にあつては、記入を要しないこと。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第三百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 起業者の名称

萩市

二 事業の種類

大井浦地区漁業集落排水事業

三 起業地

(一) 収用の部分

萩市大井字長浜及び字唐ノ嶋地内

(二) 使用の部分

なす

四 事業の認定をした理由

- (一) 法第二十条第一号関係
大井浦地区漁業集落排水事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に掲げる施設に関するものである。
- (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である萩市は、漁業集落排水事業特別会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、生活雑排水の漁港及びその周辺の水域への流出を防止すること並びに生活雑排水による水質汚濁に起因する漁業被害及び環境被害を解消することにより、漁村における生活環境を改善することである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業により設けられる漁業集落排水処理施設（以下「本件施設」という。）から処理水が排出されること及び本件施設を整備することにより周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設が法律で定める基準を満たす処理能力を有する施設であること並びに起業者の調査によれば起業地の周辺において起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は、軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、生活雑排水の集水が容易であること等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、生活雑排水の漁港及びその周辺の水域への流出を防止することともに生活雑排水による水質汚濁に起因する漁業被害及び環境被害を解消するため早急に

実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
萩市上下水道部下水道建設課

山口県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年七月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路線名 琴芝際波線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字中山字畔ノ本六二八の一 地先から 同市 同大字 同字六三一の一 地先 まで	最狭 一一三・六〇	最狭 一一七・〇五	六六・〇	六六・〇	道路改良工 事の 完了による。

山口県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 琴芝際波線	宇部市大字中山字畔ノ本六二八の一 地先から 同市 同大字 同字六三一の一 地先まで	平成十九年七月十 四日



(三五九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年八月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 NPOお成り道ねっと
代 表 者 の 氏 名 神田 勝
主たる事務所の所在地 萩市大字東田町一六〇番地の一
三 定款に記載された目的
歴史及び観光のまちである萩市の萩博物館から田町商店街に至る歴史の道である「お成り道」を中心とする地域において、江戸時代の風情をイメージしたまち並みの形成を図るため、地域の保全、再生及び創造に向けた支援事業、萩観光まちづくり事業等を行うことにより、まち並み観光ルートその他萩市の観光に新たな魅力及び価値を創造し、もって活力のあるまちづくりと地域づくりに寄与すること。

(三六〇) 山口県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二

号) 第五条第三項の規定により、次のとおり山口県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関成

一 名称

財団法人やまぐち農林振興公社

二 変更の内容

住所及び事務所の所在地を山口市葵二丁目五番六九号とする。

三 変更年月日

平成十九年七月九日

(三六一) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

岩国市

岩国周東(中首根)地区

かんがい排水

二 縦覧の期間

平成十九年七月十七日から同年八月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三六二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営笹地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年三月九日

一 事業の名称

県営小倉下地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年三月二十三日

一 事業の名称

県営深坂地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成十九年三月二十三日



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成十八年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成十九年七月十三日

山口県知事 二井 関成

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位: 件)

開示の請求又は申出の件数	理 状				そ の 他
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	未 処 理	

6,537 (34)	4,355 (34)	2,073	53	9	47
---------------	---------------	-------	----	---	----

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況			その他
		開 示	部分開示	非開示	
総合政策局	11	11	0	0	0
総務部	123	19	104	0	0
地域振興部	42	42	0	0	0
環境生活部	259	51	201	2	5
健康福祉部	248	104	131	1	8
商工労働部	24	2	22	0	0
農林水産部	177	92	70	1	12
土木建築部	3,624 (1)	3,451 (1)	166	1	6
出 納 局	2	1	1	0	0
計	4,510 (1)	3,773 (1)	695	5	31
議 会	32	29	2	0	1
教 育 委 員 会	219 (1)	57 (1)	150	5	4
選挙管理委員会	327 (32)	323 (32)	1	0	3
人 事 委 員 会	28	0	0	28	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	1,421	173	1,225	15	8
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0

地方独立行政法人	0	0	0	0	0
合 計	6,537 (34)	4,355 (34)	2,073	53	47

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非開示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	0	0	0
個 人 情 報 (第2号)	1,741	17	1,758
法 人 等 情 報 (第3号)	473	28	501
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第4号)	787	13	800
意 思 形 成 過 程 情 報 (第5号)	2	1	3
行 政 運 営 情 報 (第6号)	356	33	389
協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第7号)	47	43	90
合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)	0	1	1
合 計	3,406	136	3,542

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の ()内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。

2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答			取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	
2	0	1	1	0

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成十八年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表する。

平成十九年七月十三日

山口県民権 二 共 監 査

1 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部 分 開 示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
開示の請求 64 (3)	48 (2)	9 (1)	0	4	3
開示の申出 16,896	16,896	0	0	0	0
合 計 16,960 (3)	16,944 (2)	9 (1)	0	4	3

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総合政策局	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0
地域振興部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	22	18	0	0	4	0
健康福祉部	81	80	0	0	0	1
商工労働部	35	35	0	0	0	0
農林水産部	13	12	0	0	0	1
土木建築部	5 (1)	4 (1)	1	0	0	0
出 納 局	0	0	0	0	0	0
計	156 (1)	149 (1)	1	0	4	2
議 会	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	6 (2)	2 (1)	4 (1)	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0

人事委員会	138	138	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
公安委員会	35	35	0	0	0	0
警察本部長	16,548	16,543	4	0	0	1
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	77	77	0	0	0	0
合 計	16,960 (3)	16,944 (2)	9 (1)	0	4	3

備考 ()内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	0	0	0
未成年者情報 (第2号)	0	0	0
第三者情報 (第3号)	8 (1)	0	8 (1)
法人等情報 (第4号)	0	0	0
犯罪捜査等情報 (第5号)	1	0	1
意思形成過程情報 (第6号)	0	0	0
評価・選考等情報 (第7号)	1	0	1
行政運営情報 (第8号)	1	0	1
協力・信頼関係情報 (第9号)	0	0	0
合議制機関等情報 (第10号)	0	0	0
合 計	11 (1)	0	11 (1)

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の ()内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

3 事実により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況			
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			
	利用停止	非利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決				取 下 げ	審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
0	0	0	0	0	0	0